

木古内町いじめ防止基本方針

平成27年3月

木古内町

< 目 次 >

1	基本方針策定の目的	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 地域や家庭との連携	
	(5) 関係機関との連携	
4	いじめの防止等のために町が実施する施策	3
	(1) いじめ防基本方針の策定	
	(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
	(3) いじめの防止に向けた取組	
	(4) いじめの早期発見に向けた取組	
	(5) いじめの解消に向けた取組	
	(6) 地域や家庭、関係機関と連携した取組	
	(7) 学校評価の留意点	
5	いじめの防止等のために学校が実施する施策	5
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
	(3) 学校におけるいじめの防止	
	(4) 学校におけるいじめの早期発見	
	(5) 学校におけるいじめに対する措置	
	(6) 地域や家庭との連携	
	(7) より実効性の高い取組を実施するための措置	
6	重大事態への対処	7
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 教育委員会及び学校による調査	
	(3) 調査結果の提供及び報告	
	(4) 町長による再調査	
	(5) 再調査に基づく措置等	
7	その他留意事項	10

1 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止は学校で最優先すべき人権教育の課題であり、すべての児童生徒が、いじめが「いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為」であることを十分に理解する必要がある。

児童生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むためには、すべての児童生徒がいじめを行わず、あるいは、いじめを認識しながら放置しないよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国や北海道、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として取り組むべき問題である。

木古内町いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、木古内町（以下「町」という。）がいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」の定義は、法第2条の定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、

当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を要する。他方、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を要する。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、より根本的ないじめの問題克服のために関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

児童生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるためには、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。さらに、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらにあわせて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発も必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談担当窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめの存在が確認された場合、学校は、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談のほか、事案に応じて関係機関との連携が必要である。

このため、教職員はふだんより、いじめを把握した場合の対処について理解を深めておくことと、組織的な対応が可能な学校の体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止められるようにするため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が重要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度を活用したりするなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、ふだんから、学校や教育委員会と関係機関の担当者による情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局等の学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、教育委員会や学校が、関係機関の取組と連携することも重要である。

4 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) いじめ防止基本方針の策定

町は、いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づきいじめの防止等に必要な施策を実施するための措置を講じる。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に「木古内町いじめ問題対策委員会」を置く。

(3) いじめの防止に向けた取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

ウ 児童生徒の対人関係能力の向上や自尊感情及び他者を思いやる心等の育成を目的とした「予防教育」に取り組む。

エ 情報社会の発展により携帯電話やインターネットの普及が急速に進む中で、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性について理解させる「携帯電話安全教室」の実施などで児童生徒の情報モラル教育の充実を図るなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取組を進める。

あわせて、保護者に対しても、いじめの温床の中にはインターネット上のいじめもあること等の広報や啓発に取り組む。

オ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等についての広報や啓発に取り組む。

(4) いじめの早期発見に向けた取組

ア 児童生徒のメンタルヘルスに関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図る。

イ 学校や家庭へ24時間いじめ相談ダイヤルの周知を図り、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう取組を進める。

(5) いじめの解消に向けた取組

児童生徒によるいじめ等の問題行動などで、学校に課題が生じた場合、スクールソーシャルワーカーの派遣を関係機関に要請し、児童生徒の実態把握や適切な指導方法及び対応方法等について指導、助言を行うことにより、問題の解決に取り組む。

(6) 地域や家庭、関係機関と連携した取組

ア P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度を活用したりするなど、いじめ問題について学校と地域、家庭とが連携した対策を推進する。

イ 日頃から学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組を推進する。

ウ 児童生徒をめぐる人権問題について相談活動を実施する法務局との連携を強化し、

いじめ問題の早期発見、早期解決を図る。

エ 警察と情報共有体制を構築し、緊密な連携の下、児童生徒のいじめ等問題行動への対応を図る。

(7) 学校評価の留意点

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず実態を把握して対応を促し、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てて具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

5 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定し、組織的にいじめの防止・早期発見等に取り組む。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じて複数の教職員（管理職、生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員等）から構成し、必要に応じて心理や福祉等に関する外部専門家等が参加した、いじめの防止等の対策のための組織を置く。

(3) 学校におけるいじめの防止

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、ふだんから教職員全員による共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校全体に醸成していく。

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりや、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

エ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

- オ 児童生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- カ インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、携帯電話安全教室等を行い、情報モラルに関する指導の充実に努める。
- キ いじめをはじめとする問題行動や不登校などの未然防止のために、中学校に入学する児童に関する丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組など、小中学校の円滑な接続を図る。

(4) 学校におけるいじめの早期発見

- ア 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、「アンテナは高く、センサーは鋭く、行動は果敢に」を実践し、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。また、教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- イ 年度当初に適切に計画を立てた定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ウ 児童生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。

(5) 学校におけるいじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を提供する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- イ いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ウ いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。
また、保護者に対しては、迅速かつ正確に情報を伝えて理解を得るとともに人間関係を築き、支援を行う。
- エ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で、必要に応じて懲戒を加える。
- オ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、い

じめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

カ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。

キ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 地域や家庭との連携

学校とPTA、地域の子どもの健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(7) より実効性の高い取組を実施するための措置

学校いじめ基本方針について、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に点検し、必要に応じて見直すなどPDCAサイクルで検証を行うように努める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

「重大事態」の定義は、法第28条第1項の定めるところによる。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に

対して行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断した場合でも速やかに教育委員会に報告し、教育委員会が必要と認めたときは、重大事態が発生したものであるとして調査等に着手するものとする。

(2) 教育委員会及び学校による調査

ア 重大事態の発生の報告

重大事態が発生した場合は、学校は速やかに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを町長に報告する。

イ 調査の主旨及び調査主体

教育委員会は、学校からの重大事態の発生の報告を受けたときは、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の主体や、調査組織の構成について判断する。

学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置等の支援を行う。

ウ 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合、迅速性の観点から、法第22条に基づき学校に設置した「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織を構成する。

教育委員会が調査主体となる場合、教育委員会の職員において調査を行うが、この調査において専門的知識や経験を有する者の意見を徴する場合には、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう配慮する。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ

(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

調査の目的は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応ではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることとし、因果関係の特定よりも客観的な事実関係を速やかに把握することを重視して行う。

なお、調査を実施するうえで必要があると判断される場合、関係機関に協力を要請するとともに、十分連携を図りながら調査を実施する。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、以下の点に留意して調査を行う。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

○いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先に調査を実施する。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

○いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○教育委員会が、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

(イ) 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 調査実施におけるその他の留意事項

○法第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項に基づく調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置によって事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

○重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

○事案の重大性を踏まえ、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要と判断した場合は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該児童生徒の出席停止措置を適切に運用する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(3) 調査結果の提供及び報告

ア 教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

なお、説明に当たり、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

イ 調査結果については、教育委員会が主体となったものは、速やかに町長に報告する。学校が主体となったものは、速やかに教育委員会を經由して町長に報告する。

なお、アにおける調査結果の説明により、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて町長に提出するものとする。

(4) 町長による再調査

ア 町長は、教育委員会又は学校から報告を受けた重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは、法第30条第2項に基づき、専門的な知識及び経験を有する第三者を含む調査組織を設けて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができる。

イ 再調査を行った場合は、町長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明する。

(5) 再調査に基づく措置等

ア 町長は、教育委員会から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、法第30条第3項に基づき、その結果を議会に報告する。報告の内容については、個々の事案の内容に応じて、個人のプライバシーに対して配慮を行う。

イ 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

7 その他留意事項

町は、本方針の策定から3年の経過を中途として、法の施行状況や国及び北海道のいじめ防止基本方針の変更等を勘案して、町基本方針の見直しを検討する。

また、学校におけるいじめ防止基本方針について公表するとともに、取組状況を確認し、適切な検証と見直しが図られるよう助言する。